

2010年12月13日

お客様各位

日本貨物航空株式会社

EU 税関 貨物事前情報提出制度への対応について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。平素は弊社をご利用賜り、誠に有難うございます。

さて、すでにご高承のとおり、2011年1月1日よりEU税関新規則によりEU域内向け航空貨物について、航空機の到着4時間前までに貨物情報(マスターAWB情報、ハウスAWB情報)を電子的データにより申告することが義務化となります。また情報の不備、申告の遅延等、事前申告が適切に行なわれない場合、貨物の留め置き等、罰則の適用が予定されております。

今般、当該規則に適切に対応し、円滑な物流を確保し、もってお客様の利便性を損なわないために、弊社の新規則対応についてご案内させて頂くと共に、お客様のご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 運用開始日： 2011年1月1日(対象便の日本出発日)
なお、データ送信可能なお客様は、試験運用期間として12月16日(木)からデータ送信をお願い致します。
2. 対象便： 弊社EU域内向け全便
3. マニフェスト情報の伝達方法について
CCS等、バンダー経由での電子送信にてマスター情報を、混載貨物の場合は併せてハウス情報のご提出をお願い致します。
なお、電子送信にて貨物情報をご提出頂けない場合は、事前に弊社営業担当者へご連絡の上、書面にて弊社空港貨物受付カウンターへご提出頂きますようお願い申し上げます。この場合、別添の「EU税関へのハウスAWB情報入力依頼書」と共に、ご提出頂くようお願い申し上げます。
4. ハウス情報を電子送信頂く場合のハウスマニフェストの提出について
弊社ではお客様から電子送信して頂いたハウス情報については、そのままEU税関システムに送信致しますが、不測の事態へのスムーズな対応を行うために「Shipper、

Consignee の Name & Address が記載されたハウスマニフェスト」をマスターAWBに添付頂きますようご協力をお願いします。

5. 情報をご提出頂けない場合について

所定の時間までに正確な情報をご提供頂けない場合、オフロードや、受託をお断りさせて頂く場合があります。

6. ハウスマニフェスト情報送信に関する手数料について

上記4.のハウスマニフェスト情報送信について運用開始日(2011年1月1日)より以下の料金を申し受けます。

情報のご提出方法	ハウス AWB 1 件あたりの料金
① CCS 等、ベンダー経由での電子送信	1 4 5 円
② 空港貨物受付カウンターへの書面によるご提出	6 0 0 円

航空運送状の”Other Charge”欄に①の場合は「CG」②の場合は「CC」のチャージコードを付記の上、適用金額をご記入願います。

また、FWB を送信頂く場合には FWB の”Other Charge”欄に航空運送状と同様のチャージコード、及び金額を入力頂きますようお願い申し上げます。

なお、料金は前払い、着払い共に可能ですが、運賃のお支払いと同一方法にてお支払い願います。

7. 情報のご提出の方法について（当局の指示により変更となる場合があります）

(1) ハウス AWB 情報提供の時間要件

- ① 電子送信される場合は当該貨物の搬入前までに送信をお願いします。
- ② 書面により情報を提出頂く場合は予約便出発の **5時間前**までに弊社空港貨物受付カウンターまで提出下さい。

(2) マスターAWB、ハウスマニフェストの記載方法について

① Shipper、Consignee 情報

ストレート貨物の場合はマスターAWBに、混載貨物の場合はハウスマニフェスト上に実 Shipper / Consignee の名前、住所の記載をお願いします。

② 品名表記

混載貨物についてはマスターAWBの”Nature and Quantity of Goods”欄に CONSOLIDATION(AS PER ATTACHED MANIFEST)と記載して下さい。

ストレート貨物、及び混載貨物のハウスマニフェストにおいては総称的な名称ではなく、[EU 指針](#)に基づいた正確な品名記載をお願いします。

③ 個数表記

ストレート貨物、混載貨物共に SLAC 個数がある場合は実個数と共にマスター

AWB、ハウスマニフェストの”Nature and Quantity of Goods”欄、または”No of Piece”欄に記載して下さい。

8. FWB、FHL メッセージの内容について

(1) Shipper、Consignee 情報

ストレート貨物の場合は FWB にて、混載貨物の場合は FWB、FHL 共、実 Shipper/Consignee の名前、住所を入力して下さい。

(2) 貨物品名

FWB：ストレート貨物の場合は”Nature and Quantity of Goods”欄に正確な品名(20 文字以内)を入力して下さい。混載貨物の場合は”Nature and Quantity of Goods”欄に CONSOLIDATION(AS PER ATTACHED MANIFEST)と入力して下さい。

FHL：”Nature and Quantity of Goods”欄には 15 文字の文字数制限があるため、正式品目名が 15 文字以上の場合は”Nature and Quantity of Goods”欄に最初の 15 文字を入力し、”Free Text Description”欄に”TXT/”に続けて正式品目名を全て入力して下さい。

(3) 個数

FWB：実個数と SLAC 個数を送信して下さい。

FHL:弊社システムは FHL/バージョン 2 対応のため、SLAC 個数を送信して下さい。

(4) ハウス情報の訂正について

一度送信された情報の訂正については書面による提出のみとさせていただきます。

書類搬入後の訂正についてはハウスマニフェストを再提出願います。

9. Shipper Build-up Pallet (BUP)の取扱いについて

混載貨物を複数の ULD に積み付けして搬入される場合は、ULD 毎のハウス情報(ハウス AWB 単位の積み付け情報)の提出をお願いします。

10. 貨物情報の守秘義務について

弊社はお客様から提出頂いた貨物情報の内容について、これを輸送目的以外には使用致しません。また当局から指示があった場合を除き当局を含む外部へこれを開示することはありません。

11. 航空会社責任について

弊社に対して EU 税関を含む当局より罰則(罰金、貨物取り卸しの不許可、着陸の不許可等)が課された場合、その原因を確認の上、お客様に過失が認められた場合は運送約款、及び民法の規定に基づき損害賠償請求をさせて頂く場合があります。

以上